山梨税務署からのお知らせ

(確定申告準備号)





確定申告書作成会場のお知らせ



所得税及び復興特別所得税・贈与税・ 個人消費税の申告書の作成会場

『夢わーく山梨(勤労者福祉センター)』 (旧山梨市役所跡地となり)

開設期間: 平成27年2月12日(木) から3月20日(金)まで

(土・日曜、祝日を除く)

※ 開設期間前および期間中は、税務署には申告書の作成会場はありません。

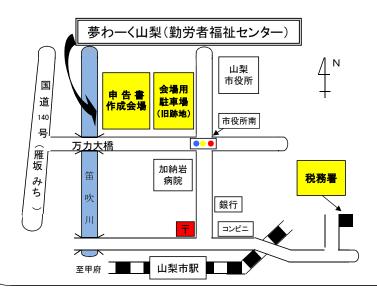
受付時間: 8:30 ~ 16:00 相談時間: 9:00 ~ 17:00

※ 開設当初や各日の午前中は大変混雑が予想されます。

所在地:山梨市上神内川1348

- ◎ 申告書提出のみの方も、作成会場及び駐車場を御利用ください。
- ◎ 申告書作成会場には、納税窓口がありません。金融機関等を御利用ください。
- ◎ 納税証明書が必要な場合は、確定申告書を提出する前に職員にお申し出ください。

会場のご案内



申告書提出に当たってのご注意

確定申告書の提出及び納税期限

- 所得税及び復興特別所得税・贈与税 ⇒ 平成27年3月16日(月)
- ⇒ 平成27年3月31日(火) 個人事業者の消費税及び地方消費税 郵送による申告書の提出先は山梨税務署へ郵送願います。

確定申告関係の書類について

確定申告書をはじめ、確定申告に関係する書類は国税庁ホームページか ら入手可能です。

平成26年分の確定申告に関係する書類は平成27年1月に掲載予定です。

国税庁



ご提出前に復興特別所得税のご確認を!

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税 (原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と 併せて申告・納付することになります。

ー 申告書をご提出される前に、計算漏れがないかご確認ください。





自宅のパソコンで『簡単·安心·便利』に申告書を作成してみませんか!

~ 所得税(復興特別所得税)、消費税、贈与税の確定申告書や青色申告決算書など ~ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を 入力すれば税額などが自動計算されるため、計算誤りを防止でき、作成した申告書等は プリントアウトして税務署に郵送で提出することができます。

また、電子証明書付の住民基本台帳カードと電子証明書を読み取る I Cカードリーダライタをご用意いただきますと、そのまま確定申告書をe-Taxで送信できます。

- ★ 確定申告書等作成コーナー http://www.keisan.nta.go.jp/
- ★ e-Taxホームページアドレス http://www.e-tax.nta.go.jp/

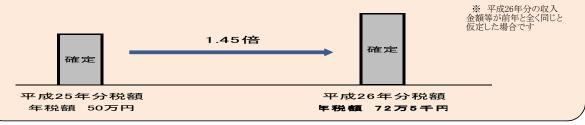
平成26年分の消費税等の申告及び納税にはご注意

消費税(地方消費税を含む)の税率は平成26年4月1日より8%です

個人事業者の平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において、課税取引を平成26年1月から3月までと4月から12月までとに区分しておく必要があります。

また、平成26年分の収入金額等が平成25年分と変わりなくても、下記の例のとおり税率引上げにより、納税額は大きく増えることになります。計画的な納税資金の確保を!

(例 平成26年分消費税等確定申告のイメージ 本則課税)



平成26年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出について

提出期限は平成27年2月2日(月)です

「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「不動産の使用料等の支払調書」、「不動産の譲受けの対価の支払調書」、「不動産の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」を提出期限までに、法定調書合計表と一緒に所轄税務署(給与支払報告書・特別徴収票については関係市区町村長)に提出してください。

提出には簡単・便利なe-Tax(通常版もしくはWeb版)を是非ご利用ください。



【発行】〒405-8585 山梨市上神内川738 山梨税務署 Tel0553-22-1411(代表)

☎【問合せ】個人課税部門(内線31 32)